

おいて、ほとんど未開拓の分野であった。年若い保育學をよく發達させ、正しい姿において、乳幼兒保育を開拓するために、わが國最初の研究發表の催しを機としてここに日本保育學會が設立されることになった。

乳幼兒保育の諸問題に關する研究者、幼稚園、保育所等において、實際保育に從事してその理論的基礎を求めてくるもの、「一般に乳幼兒の問題に深い關心をもち、こどものたくましい發達をこころがう人々は、それぞれの立場から、この學會に會員として参加し、學會の目的とするところに協力されることを強く希望する次第である。

日本保育學會の活動は創立後まだ日も浅いが、次期大會の準備、事業計畫の樹立等の外に、アメリカの兒童教育協會（Association for Childhood Education in America）にメッセージをおくり連絡と指導を頼んだり、活潑な活動をみせつける。（村山貞雄）

日本保育學會會則

第一章 總 則

第一條 本會は日本保育學會と稱する。

第二條 本會は保育學の發達を期し、保育の研究に關係のある個人及び團體の連絡をはかり、もつて保育事業の進歩に貢獻する事を目的とする。

第三條 本會は前條の目的を達成するために次の事業を行う
一、研究の促進及び連絡

二、共同の調査及び研究

三、大會及び研究會の開催

四、講演會及び講習會の開催

五、研究誌、紀要、その他の刊行物の發行

六、その他必要な事業

第四條 本會の事務所を當分の間東京都港區麻布盛岡町一番地愛育研究所内に置く

第二章 會 員

第五條 本會の會員は次の三種とする

一、正 會 員

二、準 會 員

三、贊 助 會 員

第六條 正會員は保育學の研究に從事するもので本會の目的に積極的に協力するものとする

第七條 準會員は保育に從事しめる者は保育に關心を持ち本會の目的に賛同するものとする

準會員となるうとするものはその旨を本會に申込むことを要する

第八條 贊助會員は本會の目的に賛同し本會に經濟的その他特別の援助をあたえるもので委員會において推薦したものとする

第九條 正會員及び準會員は委員會の決議により規定する會費を納めなければならない

第十條 正會員は總會に於て議決權を持ち大會その他の會合及び研究誌等においてその研究を發表することが出来る

準會員は大會その他の會合に出席する事が出来る

正會員及び準會員は有償又は無償で研究誌等の配布を受け事が出来る

第十一條 會員であつて會費の納入を怠りあるいは不都合な行いがあつた場合は委員會の決議により除名される事がある

第三章 役員及び職員

第十二條 本會に次の役員を置く

會長一名 副會長二名 委員若干名
常任委員若干名 會計監査一名

第十三條 委員及び會計監査は正會員中より總會において互選する

この選舉は總會に出席が困難な場合は豫め郵便投票によることが出来る

會長副會長及び常任委員は委員會において互選する

第十四條 會長は本會を統轄し會務を總理する
副會長は會長を助け會長事故のある時は代行する

委員は委員會を構成し重要な會務を審議する
常任委員は常任委員會を構成し委員會の決議にもとづき會務を運営する

會計監査は本會の會計を監査し總會に於て報告する

第十一條 委員會は總會に次ぐ本會の議決機關であつて、

第十五條 役員の任期は二年とする 但し重任を妨げない

缺員により補充された役員の任期は前任者の任期の残りの期間とする

第十六條 地方における大會開催のため委員會の決議により委員中より臨時に地方に常任委員をおく事が出来る

第十七條 本會に書記その他必要な職員を置く

職員の任免は會長が行う

職員は常任委員會の命により會務を分掌する

第四章 機關

第十八條 本會に次の機關を置く

一、總會
二、委員會

三、常任委員會

第十九條 總會は本會の最高議決機關であつて正會員によって構成され、正會員の過半數の出席によつて成立する
但し正會員は出席が困難な場合は豫め議決權を他の正會員に委任する事ができ、この場合は本人の出席と同じ效果をもつものとする

第二十條 總會は通常總會及び臨時總會の二種とする

通常總會は毎年五月に開催し、臨時總會は會長が必要と認めた場合又は正會員の五分の一以上の請求があつた時に開催する

委員によつて構成され、委員の過半數の出席によつて成立する

第二十二条 委員會は會長が必要と認める都度、または委員の五分の一以上の請求があつた時に開催する

第二十三条 總會及び委員會は會長が招集してその議長となり議事は出席者の過半數をもつて決する

第二十四条 常任委員會は委員會の議決にもとづき會務を運営する機關であつて常任委員によつて構成される

第五章 會 計

第二十五条 本會の收入は會費、事業收入、寄附金及びその他諸收入とする

第二十六条 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十日に終る

第二十七条 每年度の豫算及び決算は總會の承認を得ることを要する

附 則

第二十八条 本會則の變更は總會の決議によらなければならぬ

第二十九條 本會則は昭和二十三年十一月二十一日より實施する

總司令部ヤイデ女史のメッセージ

此度創設されました、日本保育學會に對しまして、御挨拶

申上げます機會を得ましたことを、誠に嬉しく存じます。私は永年アメリカ兒童教育協會の會員でありますと考へて居ります。同協會が開催致しますところの、地方教會、州協議會及び全國協議會に参加し、また同協會の出版物を受けることは、會員の大きな誇りになつて居ります。アメリカに於ける協會は、あらゆる他の團體にもまして、幼兒の要求、及び興味に叶うところの教育計畫を樹立する爲の責任を負つて來て居ります。そして幼兒教育に於ける改善の結果として、もたらされたところの、幼兒の心身の成長及び發達に關する研究を行つて参りました。(中略)
この協會は、單に、幼兒保育に於て、教育の改善を行つただけでなく、小學校第一學年の教育に於ても同じ様に改革をいたしました。A.C.E(兒童教育協會)のためまさる、そして、適切な努力によつて小學校第一學年の教育は、最早や、單なる文學教育をするだけではなくなりました。小學校第一學年の教師達は、子供達を、そのあるがまゝに受け取つて彼等の要求や能力を研究し、そして子供達に、社會的、情緒的、身體的及び知的な発達を充分に遂げさせる爲め、充分の機會を與える様に要求される身になつて居ります。大多數の州に於ては、A.C.Eの努力によつて幼稚園は、正規の初學教育の一部份になり、その就學率を基礎として、一般の小學校を、同様の財政的な支持を受けています、アメリカの兒童教育協會は、姊妹團體として日本保育學會をむかえる事を嬉しく思います。(後略)

ボーリン・ヤイディ